

「無形資産（有形資産及び金融資産以外の資産として政令で定めるものをいう。以下この号及び次項において同じ。）」に、「（資産）を「（無形資産）に、「資産を」を「無形資産を」に改め、同条第二十一項中「第六項」を「第十二項」に、「第九項」を「第十五項」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第二十項を同条第二十六項とし、同条第十九項中「第十六項の」を「第二十二項の」に、「第四十条の三の三第十六項」を「第四十条の三の三第二十二項」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第十八項後段を削り、同項を同条第二十四項とし、同条第十七項中「一年間」を「二年間」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第十六項中「六年」を「七年」に改め、「第四項並びに」を削り、「前二項の」を「の」に、「前二項及び」を「及び」に、「第四十条の三の三第十六項〔〕」を「第四十条の三の三第二十二項〔〕」に、「同法第四十条の三の三第十六項」と、同条第四項中「第一項又は前項」とあるのは「第一項、前項又は租税特別措置法第四十条の三の三第十六項」を「同条第二十二項」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第十五項中「六年」を「七年」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十四項を同条第二十項とし、同条第十三項を同条第十九項とし、同条第十二項各号中「第七項」を「第十三項」に、「第八項」を「第十四項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十一項中「第七項又は第八

項」を「第十三項又は第十四項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十項を同条第十六項とし、同条第九項を同条第十五項とし、同条第八項中「第六項」を「第十一項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第七項中「第五項」を「第九項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第六項中「。第八項」を「。以下この項及び第十四項」に、「を算定する」を「（第五項本文の規定により当該独立企業間価格とみなされる金額を含む。）を算定する」に、「及び第八項」を「及び第十四項」に、「前項各号」を「第九項各号」に、「を当該」を「を第一項に規定する」に改め、同項に次のただし書きを加える。

ただし、その年分において、当該同時文書化免除内部取引につき第五項又は第六項の規定の適用がある場合は、この限りでない。

第四十条の三の三第六項を同条第十一項とし、同項の次に次の一項を加える。

12 前項本文の規定は、同項の同時文書化免除内部取引につき第七項の規定の適用がある場合には、同項に規定する経過する日後は、適用しない。

第四十条の三の三第五項中「（前項の規定の適用がある内部取引以外の内部取引をいう。以下この項及び第七項において同じ。）に係る第三項に規定する財務省令で定める書類（その作成又は保存に代えて電

磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下この項及び第七項において同じ。」」を「に係る第三項に規定する財務省令で定める書類」に、「を算定する」を「（第五項本文の規定により当該独立企業間価格とみなされる金額を含む。）を算定する」に、「第七項において同じ。」若しくはその写しの提示若しくは提出を求めた場合においてその提示若しくは提出を求めた日から六十日」を「第十三項において同じ。」若しくはその写しの提示若しくは提出を求めた場合においてその提示若しくは提出を求めた日から六十日」に、「を当該」を「を第一項に規定する」に、「同項第四十三号に規定する更正（以下この条において「更正」という。）又は同項第四十四号に規定する決定（次項及び第十六項において「決定」という。）」を「更正又は決定」に改め、同項に次のただし書きを加える。

ただし、その年分において、当該同時文書化対象内部取引につき第五項又は第六項の規定の適用がある場合は、この限りでない。

第四十条の三の三第五項を同条第九項とし、同項の次に次の一項を加える。

10 前項本文の規定は、同項の同時文書化対象内部取引につき第七項の規定の適用がある場合には、同項に規定する経過する日後は、適用しない。

第四十条の三の三第四項の次に次の四項を加える。

- 5 恒久的施設を有する非居住者の各年における当該非居住者の事業場等と恒久的施設との間の特定無形資産内部取引（内部取引のうち、特定無形資産（内部取引の時において評価することが困難な無形資産として政令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）の譲渡若しくは貸付け（特定無形資産に係る権利の設定その他の者に特定無形資産を使用させる一切の行為を含む。）又はこれらに類似する取引に相当するものをいう。以下この項において同じ。）について、当該特定無形資産内部取引の対価の額とした額を算定するための前提となつた事項（当該特定無形資産内部取引の時に当該非居住者が予測したものに限る。）についてその内容と相違する事実が判明した場合には、税務署長は、第二項各号に掲げる取引のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める方法のうち、当該特定無形資産内部取引の内容及び当該特定無形資産内部取引の当事者が果たす機能その他の事情（当該相違する事実及びその相違することとなつた事由の発生の可能性（当該特定無形資産内部取引の時における客観的な事実に基づいて計算されたものであることその他の政令で定める要件を満たすものに限る。）を含む。）を勘案して、当該特定無形資産内部取引が独立の事業者の間で通常の取引の条件に従つて行われるとした場合に

当該特定無形資産内部取引の対価の額とされるべき額を算定するための最も適切な方法により算定した金額を第一項に規定する独立企業間価格とみなして、当該非居住者のその年分の所得税法第百六十四条规定第一項第一号イに掲げる国内源泉所得につき同法第百六十五条第一項の規定により同法第二十二条の規定に準じて計算した金額又は同法第二条第一項第二十五号に規定する純損失の金額につき同項第四十三号に規定する更正（以下この条において「更正」という。）又は同項第四十四号に規定する決定（第九項、第十一項及び第二十二項において「決定」という。）をすることができる。ただし、当該特定無形資産内部取引の対価の額とした額とこの項本文の規定を適用したならば第一項に規定する独立企業間価格とみなされる金額とが著しく相違しない場合として政令で定める場合に該当するときは、この限りでない。

6 前項本文の規定は、非居住者が同項の特定無形資産内部取引に係る次に掲げる事項の全てを記載した書類（その作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。）を作成し、又は取得している場合には、適用しない。

一 当該特定無形資産内部取引の対価の額とした額を算定するための前提となつた事項（当該特定無形

資産内部取引の時に当該非居住者が予測したものに限る。次号において同じ。) の内容として財務省令で定める事項

二 当該特定無形資産内部取引の対価の額とした額を算定するための前提となつた事項についてその内容と相違する事実が判明した場合におけるその相違することとなつた事由（以下この号において「相違事由」という。）が災害その他これに類するものであるために当該特定無形資産内部取引の時に当該非居住者がその発生を予測することが困難であつたこと、又は当該相違事由の発生の可能性（当該特定無形資産内部取引の時における客観的な事実に基づいて計算されたものであることその他の政令で定める要件を満たすものに限る。）を勘案して当該非居住者が当該特定無形資産内部取引の対価の額とした額を算定していくこと。

7 第五項本文の規定は、非居住者に係る同項の特定無形資産内部取引に係る判定期間（当該非居住者と特殊の関係にない者から受ける同項の特定無形資産の使用その他の行為による収入が最初に生じた日（その日が当該特定無形資産内部取引が行われた日前である場合には、当該特定無形資産内部取引が行われた日）の属する年の一月一日から五年を経過する日までの期間をいう。以下この項において同

じ。) に当該特定無形資産の使用その他の行為により生ずることが予測された利益の額と当該判定期間に当該特定無形資産の使用その他の行為により生じた利益の額とが著しく相違しない場合として政令で定める場合に該当するときは、当該判定期間を経過する日後において、当該特定無形資産内部取引については、適用しない。

8 国税庁の当該職員又は非居住者の納税地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員が非居住者に前二項の規定の適用があることを明らかにする書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下この項において同じ。）又はその写しの提示又は提出を求めた場合において、その提示又は提出を求めた日から六十日（その求めた書類又はその写しが同時文書化対象内部取引（第四項の規定の適用がある内部取引以外の内部取引をいう。次項及び第十三項において同じ。）に係る第三項に規定する財務省令で定める書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第十三項において同じ。）又はその写しに該当する場合には、その提示又は提出を求めた日から四十五日）を超えない範囲内においてその求めた書類又はその写しの提示又は提出の準備に通常要する日数を勘案して当該職員

が指定する日までにこれらの提示又は提出がなかつたときは、前二項の規定の適用はないものとする。

第四十条の三の四第一項中「前条第十六項第一号」を「前条第二十二項第一号」に改める。

第四十条の四第一項第四号中「同号イからハまでに掲げる割合」の下に「又は他の外国関係会社（居住者との間に実質支配関係があるものに限る。）の当該外国関係会社に係る同号イからハまでに掲げる割合」を加え、同条第二項第二号イに次のように加える。

- (3) 外国子会社（当該外国関係会社とその本店所在地国を同じくする外国法人で、当該外国関係会社の有する当該外国法人の株式等の数又は金額のその発行済株式等の総数又は総額のうちに占める割合が百分の二十五以上であることその他の政令で定める要件に該当するものをいう。）の株式等の保有を主たる事業とする外国関係会社で、その収入金額のうちに占める当該株式等に係る剰余金の配当等の額の割合が著しく高いことその他の政令で定める要件に該当するもの
- (4) 特定子会社（前項各号に掲げる居住者に係る他の外国関係会社で、部分対象外国関係会社に該当するものその他の政令で定めるものをいう。）の株式等の保有を主たる事業とする外国関係会社で、その本店所在地国を同じくする管理支配会社（当該居住者に係る他の外国関係会社のう

ち、部分対象外国関係会社に該当するもので、その本店所在地国において、その役員（法人税法第二条第十五号に規定する役員をいう。次号及び第七号並びに第六項において同じ。）又は使用人がその主たる事業を的確に遂行するために通常必要と認められる業務の全てに従事しているものをいう。（4）及び（5）において同じ。）によつてその事業の管理、支配及び運営が行われていること、当該管理支配会社がその本店所在地国で行う事業の遂行上欠くことのできない機能を果たしていること、その収入金額のうちに占める当該株式等に係る剰余金の配当等の額及び当該株式等の譲渡に係る対価の額の割合が著しく高いことその他の政令で定める要件に該当するもの

(5) その本店所在地国にある不動産の保有、その本店所在地国における石油その他の天然資源の採鉱、開発若しくは採取又はその本店所在地国の社会資本の整備に関する事業の遂行上欠くことのできない機能を果たしている外国関係会社で、その本店所在地国を同じくする管理支配会社についてその事業の管理、支配及び運営が行われていることその他の政令で定める要件に該当するもの

号】を加え、同号ハを同号二とし、同号口の後に次のように加える。

ハ 次に掲げる要件のいずれにも該当する外国関係会社

- (1) 各事業年度の非関連者等収入保険料（関連者（当該外国関係会社に係る前項各号に掲げる居住者、第六十六条の六第一項各号に掲げる内国法人、第六十八条の九十第一項各号に掲げる連結法人その他これらに準ずる者として政令で定めるものをいう。）において同じ。）以外の者が
ら収入するものとして政令で定める収入保険料をいう。（2）において同じ。）の合計額の収入保険
料の合計額に対する割合として政令で定めるところにより計算した割合が百分の十未満であるこ
と。

- (2) 各事業年度の非関連者等支払再保険料合計額（関連者以外の者に支払う再保険料の合計額を関
連者等収入保険料（非関連者等収入保険料以外の収入保険料をいう。）において同じ。）の合計
額の収入保険料の合計額に対する割合で^{あん}按分した金額として政令で定める金額をいう。（）の関連
者等収入保険料の合計額に対する割合として政令で定めるところにより計算した割合が百分の五
十未満であること。

第四十条の四第二項第三号イ(3)中「（法人税法第二条第十五号に規定する役員をいう。第七号及び第六項において同じ。）」を削り、同号ハ(1)中「居住者、当該外国関係会社に係る」を「居住者、」に、「内国法人、当該外国関係会社に係る」を「内国法人、」に改め、同条第三項中「又は(2)に該当するか」を「から(5)までのいづれかに該当するか」に、「同号イ(1)又は(2)」を「同号イ(1)から(5)まで」に改め、同条第六項中「第七号」を「第七号の二」に改め、同項第七号の次に次の一号を加える。

七の二 イに掲げる金額から口に掲げる金額を減算した金額

イ 収入保険料の合計額から支払つた再保険料の合計額を控除した残額に相当するものとして政令で定める金額

ロ 支払保険金の額の合計額から収入した再保険金の額の合計額を控除した残額に相当するものとして政令で定める金額

第四十条の四第六項第八号中「第十一号チ」を「第十一号リ」に改め、同項第十一号中「ヌまで」を「ルまで」に、「ルに」を「ヲに」に改め、同号ルを同号ヲとし、同号チからヌまでを同号リからルまどし、同号トの次に次のように加える。

チ 第七号の二に掲げる金額

第四十条の四第七項中「第七号」を「第七号の二」に改め、同条第十四項中「第二項第二号ハ」を「第二項第二号ニ」に改める。

第四十条の五第三項中「（以下この条において「課税済金額等」という。）」を削り、「の各年分」の下に「（所得税法第百二十条第一項、第百二十四条第一項（同法第百二十五条第五項において準用する場合を含む。）、第百二十五条第一項、第百一十六条第一項又は第百二十七条第一項の規定による申告書を提出しなければならない場合の各年分に限る。）」を加え、「当該各年分の確定申告書に当該課税済金額等に関する明細書の添付があり」を削り、「に」を「修正申告書又は更正請求書に」に改め、「金額についてのその控除に関する記載並びに当該金額及びこれらの規定に規定する外国法人から受ける」を削り、「に係る配当所得の金額の計算に関する明細書」を「及びその計算に関する明細を記載した書類」に、「に限るもの」を「を限度」に改め、同条第四項を削る。

第四十条の七第一項中「分配をいう」の下に「。次項第三号イにおいて同じ」を加え、同条第二項第三号イに次のように加える。

(3) 外国子法人（当該外国関係法人とその本店所在地国を同じくする外国法人で、当該外国関係法人の有する当該外国法人の株式等の数又は金額のその発行済株式等の総数又は総額のうちに占める割合が百分の二十五以上であることその他他の政令で定める要件に該当するものをいう。）の株式等の保有を主たる事業とする外国関係法人で、その収入金額のうちに占める当該株式等に係る剰余金の配当等の額の割合が著しく高いことその他の政令で定める要件に該当するもの

(4) 特定子法人（特殊関係株主等である居住者に係る他の外国関係法人で、部分対象外国関係法人に該当するものその他の政令で定めるものをいう。）の株式等の保有を主たる事業とする外国關係法人で、その本店所在地国を同じくする管理支配法人（当該居住者に係る他の外国関係法人のうち、部分対象外国関係法人に該当するもので、その本店所在地国において、その役員（法人税法第二条第十五号に規定する役員をいう。第八号及び第六項において同じ。）又は使用人がその主たる事業を的確に遂行するために通常必要と認められる業務の全てに従事しているものをいう。（4）及び（5）において同じ。）によつてその事業の管理、支配及び運営が行われていること、当該管理支配法人がその本店所在地国で行う事業の遂行上欠くことのできない機能を果たしている

こと、その収入金額のうちに占める当該株式等に係る剰余金の配当等の額及び当該株式等の譲渡に係る対価の額の割合が著しく高いことその他の政令で定める要件に該当するもの

(5) その本店所在地国にある不動産の保有、その本店所在地国における石油その他の天然資源の採鉱、開発若しくは採取又はその本店所在地国との社会資本の整備に関する事業の遂行上欠くことのできない機能を果たしている外国関係法人で、その本店所在地国を同じくする管理支配法人によつてその事業の管理、支配及び運営が行われていることその他の政令で定める要件に該当するもの

第四十条の七第二項第三号口中「第六項第一号」及び「同項第一号」の下に「から第七号まで及び第八号」を加え、同号ハを同号ニとし、同号口の次に次のように加える。

ハ 次に掲げる要件のいずれにも該当する外国関係法人

(1) 各事業年度の非関連者等収入保険料（関連者（当該外国関係法人に係る特殊関係内国法人、特殊関係株主等その他これらの者に準ずる者として政令で定めるものをいう。(2)において同じ。）以外の者から収入するものとして政令で定める収入保険料をいう。(2)において同じ。）の合計額

の収入保険料の合計額に対する割合として政令で定めるところにより計算した割合が百分の十未満であること。

(2) 各事業年度の非関連者等支払再保険料合計額（関連者以外の者に支払う再保険料の合計額を関連者等収入保険料（非関連者等収入保険料以外の収入保険料をいう。②において同じ。）の合計額の収入保険料の合計額に対する割合で按分した金額として政令で定める金額をいう。）の関連者等収入保険料の合計額に対する割合として政令で定めるところにより計算した割合が百分の五十未満であること。

第四十条の七第二項第八号中「（法人税法第二条第十五号に規定する役員をいう。第六項において同じ。）」を削り、同条第三項中「又は(2)に該当するか」を「から(5)までのいずれかに該当するか」に、「同号イ(1)又は(2)」を「同号イ(1)から(5)まで」に改め、同条第六項中「第七号」を「第七号の二」に改め、同項第七号の次に次の一号を加える。

七の二 イに掲げる金額から口に掲げる金額を減算した金額

イ 収入保険料の合計額から支払った再保険料の合計額を控除した残額に相当するものとして政令で

定める金額

口 支払保険金の額の合計額から収入した再保険金の額の合計額を控除した残額に相当するものとして政令で定める金額

第四十条の七第六項第八号中「第十一号チ」を「第十一号リ」に改め、同項第十一号中「ヌまで」を「ルまで」に、「ルに」を「ヲに」に改め、同号ルを同号ヲとし、同号チからヌまでを同号リからルまでとし、同号トの次に次のように加える。

チ 第七号の二に掲げる金額

第四十条の七第七項中「第七号」を「第七号の二」に改め、同条第十五項中「第二項第三号ハ」を「第二項第三号ニ」に改める。

第四十条の八第三項中「（以下この条において「課税済金額等」という。）」を削り、「の各年分」の下に「（所得稅法第一百二十条第一項、第一百二十四条第一項（同法第一百二十五条第五項において準用する場合を含む。）、第一百二十五条第一項、第一百二十六条第一項又は第一百二十七条第一項の規定による申告書を提出しなければならない場合の各年分に限る。）」を加え、「当該各年分の確定申告書に当該課税済金

額に関する明細書の添付があり」を削り、「に、」を「修正申告書又は更正請求書に」に改め、「金額についてのその控除に関する記載並びに当該金額及びこれらの規定に規定する外国法人から受ける」を削り、「に係る配当所得の金額の計算に関する明細書」を「及びその計算に関する明細を記載した書類」に、「に限るもの」を「を限度」に改め、同条第四項を削る。

第四十一条第一項中「この項から第二十一項まで」を「第二十六項まで」に、「第二十五項」を「第三十項」に、「第二十一項及び」を「第十三項から第十五項まで及び第二十六項並びに」に、「第十四項、第二十四項及び」を「第十三項、第十六項、第十九項及び第二十九項並びに」に、「及び次条第一項」を「、第十三項及び第十六項並びに次条第一項」に改め、同条第四項第一号及び第三号から第五号までの規定中「応じ、」を「応じ」に改め、同条第五項中「課税資産の譲渡等」の下に「第十四項、」を加え、同条第六項中「第八項及び」を「及び第八項並びに」に、「第十五項」を「第二十項」に、「第十六項」を「第二十一項」に、「第十八項、第二十一項及び第二十四項」を「第二十三項、第二十六項及び第二十九項」に改め、同条第十項中「第十五項から第十八項まで及び第二十四項」を「第二十項から第二十三項まで及び第二十九項」に改め、「及び第二十一項」を「第十六項、第十七項及び第二十六項」に改め、

同条第三十項を同条第三十五項とし、同条第二十六項から第二十九項までを五項ずつ繰り下げ、同条第二十五項中「第二十一項」を「第十三項、第二十六項」に改め、同項を同条三十項とし、同条二十四項第一号中「第二十三項」を「第十八項」に改め、同項を同条第二十八項とし、同項を同条第二十九項とし、同条第二十三項中「第二十一項」を「第二十六項」に改め、同項を同条第二十九項に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第二十一項中「第二十四項」を「第二十九項」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条第二十二項を同条第二十七項とし、同条十八項」を「第二十三項」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第十九項を同条第二十四項とし、同条第十八項中「第二十一項」を「第二十六項」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第十七項を同条第二十二項とし、同条第十三項から第十六項までを五項ずつ繰り下げ、同条第十二項の次に次の五項を加える。

13 個人が、住宅の取得等で特別特定取得に該当するものをし、かつ、当該住宅の取得等をした居住用家屋若しくは既存住宅又は第一項の増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。）を平成三十一年十月一日から平成三十二年十二月三十一日までの間に同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合（当該増改築等に係る第四十一条の二第一項に規定する増改築等住宅借入金等の金

額、同条第五項に規定する断熱改修住宅借入金等の金額又は同条第八項に規定する多世帯同居改修住宅借入金等の金額につき、同条第一項、第五項又は第八項の規定によりこの条の規定の適用を受けた場合を除く。）において、当該居住の用に供した日の属する年（以下この項及び第十六項において「居住年」という。）から十年目に該当する年以後居住年から十二年目に該当する年までの各年（同日以後その年の十二月三十一日まで引き続きその居住の用に供している年に限る。以下この項及び次条第一項において「特別特定適用年」という。）において当該住宅の取得等に係る住宅借入金等（以下この項において「特別特定住宅借入金等」という。）の金額を有するときは、当該特別特定適用年を第一項に規定する適用年とし、その年十二月三十一日における特別特定住宅借入金等の金額の合計額（当該合計額が四千万円を超える場合には、四千万円）に一パーセントを乗じて計算した金額（当該金額が控除限度額を超える場合には控除限度額とし、当該金額に百円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。）を当該特別特定適用年における同項に規定する住宅借入金等特別税額控除額として、この条、次条及び第四十一条の二の二の規定を適用することができる。この場合において、同項中「十年間（同日（以下この項及び第四項において「居住日」という。）の属する年が平成十一年若しくは平成十二年である場合又

は居住日が平成十三年一月一日から同年六月三十日までの期間（同項及び次条第三項第一号において「平成十三年前期」という。）内の日である場合には、十五年間）の各年（当該居住日）とあるのは「十三年間の各年（同日）」と、第二十項中「第一項に規定する十年間」とあるのは「十三年間」と、第二十一項中「第一項に規定する十年間」とあるのは「十三年間」と、「同項」とあるのは「第一項」と、第二十二項中「第一項に規定する十年間」とあり、並びに第二十三項、第二十六項及び第二十九項中「十年間（同項に規定する十年間をいう。）」とあるのは「十三年間」とする。

14 前項に規定する特別特定取得とは、個人の住宅の取得等に係る対価の額又は費用の額に含まれる消費税額及び地方消費税額の合計額に相当する額が、当該住宅の取得等に係る課税資産の譲渡等につき社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第六十八号）第三条の規定による改正後の消費税法第二十九条に規定する税率により課されるべき消費税額及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額の合計額に相当する額である場合における当該住宅の取得等をいう。

15 第十三項の控除限度額は、当該住宅の取得等で特別特定取得（前項に規定する特別特定取得をいう。